告示

○金融庁告示第十一号

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率を次のように定める。

平成二十七年三月十二日

金融庁長官　細溝　清史

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　連結レバレッジ比率（第二条―第九条）
附則

第一章　定義

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　長期決済期間取引　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）第四十六条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。

二　最終指定親会社　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。

三　デリバティブ取引等　連結自己資本規制比率告示第四十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。

四　ポジション　連結自己資本規制比率告示第一条第二十七号に規定するポジションをいう。

五　連結子法人等　最終指定親会社の子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。）であって、次条に規定する連結レバレッジ比率の算出に当たり、第三条に定める連結の範囲に含まれるものをいう。

六　クレジット・デリバティブ　連結自己資本規制比率告示第一条第十七号に規定するクレジット・デリバティブをいう。

七　信用事由　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。

八　子会社　法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。

九　子会社等　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。

十　レポ形式の取引　連結自己資本規制比率告示第一条第十一号に規定するレポ形式の取引をいう。

十一　自己保有資本調達手段　連結自己資本規制比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。

十二　対象資本調達手段　連結自己資本規制比率告示第八条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。

十三　再構築コストの額　デリバティブ取引等につき、ポジションを市場で再構築する場合に必要なコストの額をいう。

十四　アドオンの額　デリバティブ取引等につき、将来の時価変動によって生じると見込まれるエクスポージャーの額をいう。

十五　営業日　最終指定親会社等（最終指定親会社又はその連結子法人等をいう。以下同じ。）が我が国で営業を行う日をいう。

十六　外国為替関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。

十七　金関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。

十八　金利関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。

十九　株式関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。

二十　貴金属関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。

二十一　その他のコモディティ関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。

二十二　優良債務者　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。

二十三　プロテクション提供者　連結自己資本規制比率告示第一条第十八号に規定するプロテクション提供者をいう。

二十四　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　連結自己資本規制比率告示第一条第十九号に規定するファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブをいう。

二十五　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　連結自己資本規制比率告示第一条第二十号に規定するセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブをいう。

二十六　ウォーク・アウェイ条項　第七条第三項第四号に規定する法的に有効な相対ネッティング契約において、当事者の一方に取引を終了させることができる事由が発生した場合において、一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当該当事者の相手方が支払額を限定すること又は全く支払わないことを許容する条項をいう。

二十七　参照債務　クレジット・デリバティブにおける信用事由の対象となる債務をいう。

二十八　参照組織　クレジット・デリバティブにおける信用事由の対象となる組織をいう。

二十九　マーケット・リスク相当額　連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式におけるマーケット・リスク相当額をいう。

三十　包括的手法　連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款に定める計算手法をいう。

三十一　適格金融資産担保　連結自己資本規制比率告示第一条第二十一号に規定する適格金融資産担保をいう。

三十二　証券化エクスポージャー　連結自己資本規制比率告示第一条第十六号に規定する証券化エクスポージャーをいう。

三十三　コミットメント　連結自己資本規制比率告示第一条第七十三号に規定するコミットメントをいう。

三十四　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務　連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務をいう。

三十五　特定の取引に係る偶発債務　連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務をいう。

三十六　短期証券引受契約　一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で売付けできない場合、最終指定親会社等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引に係る契約をいう。